

ビジネスソフト「Webcel」画面表示事件

(東京高判平 17. 5. 26, 平 17 (ネ) 10055, 東京地判平 16. 6. 30, 平 15 (ワ) 15478 (原審))

平成 18 年度著作権委員会

川崎 仁

目 次

1. 事件の意義
2. 事件の概要
3. 主な争点
4. ソフトウェアの表示画面の著作物性
5. 判示事項
6. 控訴審における判断
7. 考察

.....

本稿は、平成 17 年著作権重要判例紹介であるが、控訴審では、原審の判断をほぼ踏襲しているので、本稿では、主に原審について言及する。

1. 事件の意義

コンピュータ・プログラム（ビジネスソフト）を実行する際の表示画面の創作性を判断する際の指針として、『コンピュータのディスプレイ上に表示される画面については、①所定の目的を達成するために、機能的で使いやすい作業手順は、相互に似通ったものとなり、その選択肢が限られること、ユーザーの利用を容易にするための各画面の構成要素も相互に類似するものとなり、その選択肢が限られること、②各表示画面を構成する部品（例えば、ボタン、プルダウンメニュー、ダイアログ等）も、既に一般に使用されて、ありふれたものとなっていることが多いこと、③特に、既存のアプリケーションソフトウェア等を利用するような場合には、設計上の制約を受けざるを得ないことなどの理由から、表示画面の創作性の有無を判断するに当たっては、これらの諸事情を勘案して、判断する必要がある。』を判示した。

2. 事件の概要

原告は、コンピュータソフトウェア開発及び販売並びにコンピュータ周辺機器の販売を目的とする株式会社であり、被告は、コンピュータソフトウェアの研究

開発、製造、販売を目的とする株式会社である。

被告は、原告との間で、原告ソフトウェアに被告の商標である「Webcel」を付して販売することを内容とする OEM 契約を締結し、同契約に基づいて、原告から供給を受けたソフトウェア「Webcel1」の販売をした。同 OEM 契約が終了した後、被告は、それ以前から開発に着手していた、被告ソフトウェアの前身となる「Webcel3」を販売し、さらに、同ソフトウェアに改良を加えた被告ソフトウェアを製作・販売したところ、原告は、被告ソフトウェアの表示画面「被告本体表示画面」、「被告レポート等自動作成画面」、「被告ひな型設定画面」および「被告一覧表ひな型自動作成画面」の四つの画面が、原告ソフトウェアの表示画面「原告本体表示画面」、「原告レポート等自動作成画面」、「原告ひな型設定画面」および「原告一覧表ひな型自動作成画面」のそれぞれの複製物又は翻案物であるとして、使用差止、損害賠償を求めた。

なお、原告ソフトウェアは、ユーザーが作成したデータベースをインターネットに公開したり、利用したりすることを目的とするソフトウェアであり、ユーザーの入力作業は、マイクロソフト社のアプリケーション・ソフトウェアである「Excel」（以下「エクセル」という。）を用いて行うものである。被告ソフトウェアも同様の機能を有するソフトウェアである。

3. 主な争点

上記の原告各画面表示が、著作物性を有するか否かが争われた事件である。

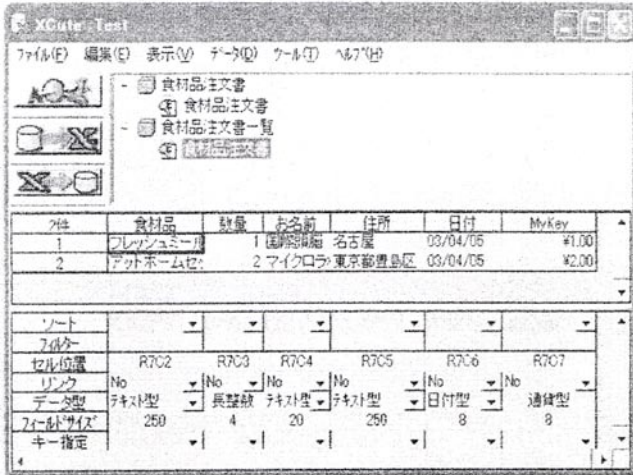
原告の主張

(ア) 原告本体画面（図 1）

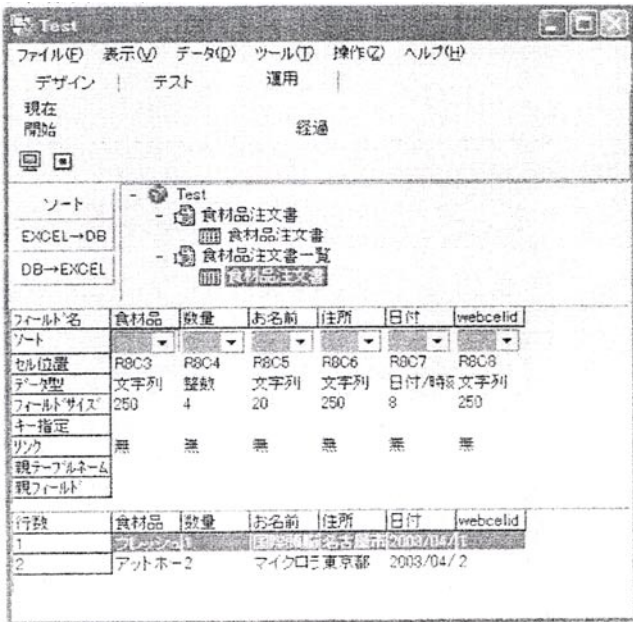
原告本体画面は、①上段、中段、下段に 3 つの領域が設定され、上段部分には、エクセル上に作成する「レポート」がツリー状（階層的）に表示され、中段部分

(図1)

原告本体画面 (ProLesWeb)



被告本体画面 (Webcel 8)



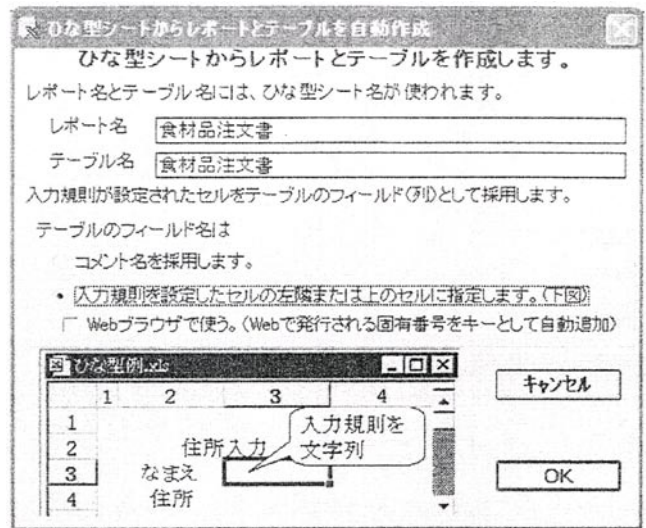
に「テーブル」(データベース上のファイルであり、データを一定の法則で区分しまとめたもの) のデータが表示され、下段部分に「データ型」、「セルの位置」、「フィールドサイズ」等の「テーブル」のフィールド属性が表示されていること、②上段左側部分に、データベースを示す黄色の円柱のアイコン、エクセルを示す青色の「X」のアイコン、赤色の「→」等を表示した3つのボタンが配置されていること、③上段左側部分に、「円柱→X」と表示された、データベースのデータをエクセル上の「レポート」に書き出すためのボタンがあり、反対に、「レポート」上でのデータの書込みや書換えをデータベースに反映させるための、「X→円柱」と表示されたボタンがあることにおいて、表現上の特徴があり、創作性がある。

(イ) 原告レポート等自動作成画面 (図2)

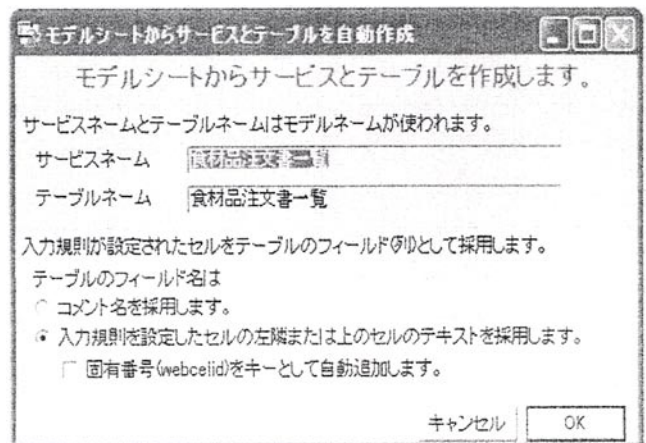
原告レポート等自動作成画面は、①画面上部に、「ひな型シートからレポートとテーブルを作成します。」、「レポート名とテーブル名には、ひな型シート名が使われます。」との説明文の下に、「レポート名」、「テーブル名」を設定する枠が表示されていること、②中段部分に、「入力規則が設定されたセルをテーブルのフィールド(列)として採用します。」の説明文の下に、テーブルのフィールド名を選択する欄が表示されていること、③下段部分に「ひな型例」と説明が表示されていることにおいて、表現上の特徴があり、創作性がある。

(図2)

原告レポート等自動作成画面 (ProLesWeb)



被告レポート等自動作成画面 (Webcel 8)



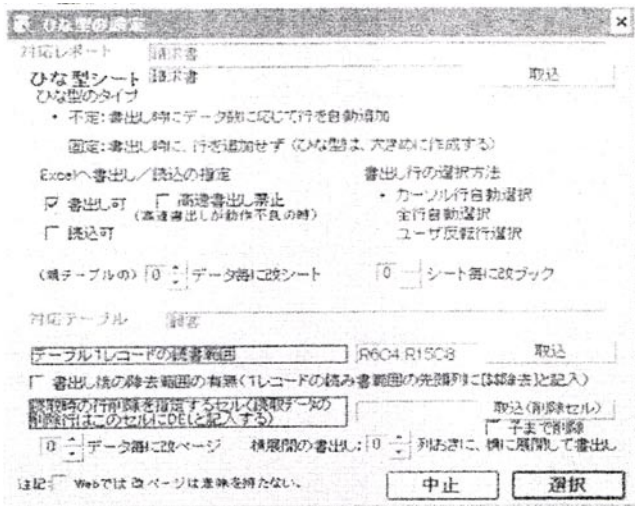
(ウ) 原告ひな型設定画面 (図3)

原告ひな型設定画面は、①上から順に「対応レポート」及び「ひな型シート」を入力する欄、これらの情報をエクセルから取り込むための「取込」ボタンが配

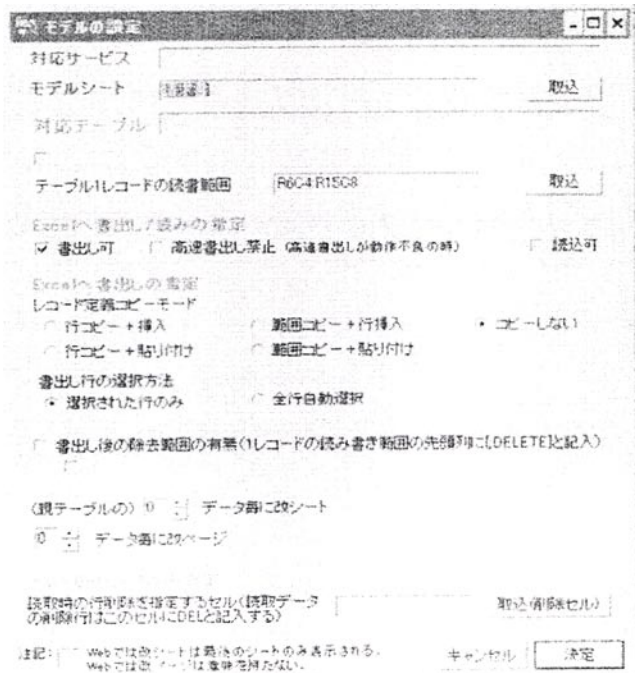
置されていること、②「ひな型のタイプ」を選択する欄、エクセルへの書出しや読込みの指定を選択する欄や書出し行を選択する欄が配置されていること、③中段部分より下には、「対応テーブル」、「テーブル1レコードの読書範囲」を設定する画面、これらの情報をエクセルから取り込むための「取込」ボタン等が配置されていることにおいて、表現上の特徴があり、創作性がある。

(図3)

原告ひな型設定画面 (ProLesWeb)



被告ひな型設定画面 (Webcel 8)

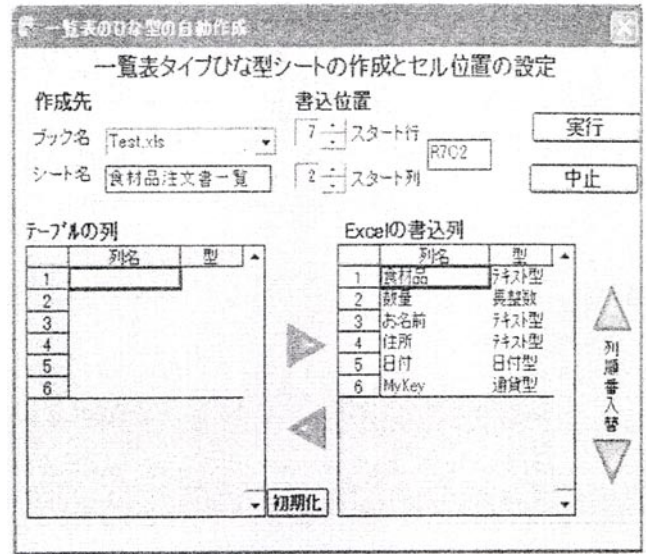


(エ) 原告一覧表ひな型自動作成画面 (図4)

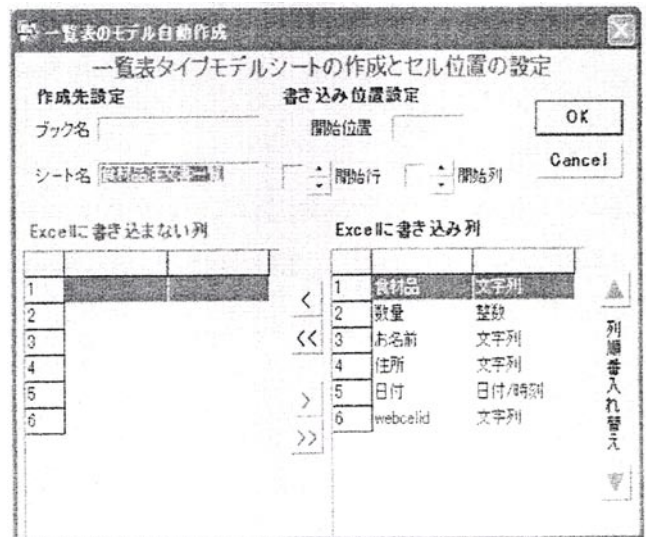
原告一覧表ひな型自動作成画面は、①上段部分に「一覧表タイプひな型シートの作成とセル位置の設定」との表題が表示されていること、②その下に、「作成先」、

(図4)

原告一覧表ひな型自動作成画面 (ProLesWeb)



被告一覧表ひな型自動作成画面 (Webcel 8)



「書込位置」の設定欄が並列して表示されていること、③その下に、「テーブルの列」、「Excelの書込列」の欄が表示されていること、④エクセルに書き込む列と書き込まない列を選り分けることを可能とするために、「テーブルの列」と「Excelの書込列」との間に、緑色の「>」、「<」が配置されていること、⑤列の順序を入れ替えることを可能とするために、右側部分に「列順番入替」の文字の上下にオレンジ色の「△」、「▽」が付されていることにおいて、表現上の特徴があり、創作性がある。

被告の主張

ア 原告各画面表示の著作物性

(ア) ユーザーインターフェースである画面表示に

は、以下のとおりの理由から、表現上多くの制約があり、開発者の個性が表れる余地はほとんど無い。したがって、原告各画面表示には、創作性がない。

a ソフトウェアの開発においては、あらかじめ用意された部品を使用せざるを得ない。たとえ、開発ツールが異なったとしても、部品は同じものが多い。したがって、作成された画面表示は、個性を発揮する余地は極めて少ない。

b 同じような部品を使用して、画面表示上の特徴を持たせるためには、各部品の配置、用語、説明文言を変える方法があり得るが、ソフトウェアの機能、ユーザーにとっての見やすさ、使いやすさ、理解のしやすさなどの観点から制約がある。

c 本件各画面表示は、エクセルシートの画面上に重ねて表示されるため、小型で単純なものにしてエクセルシートの表示を妨げないという制約があり、選択の幅は限られる。

(イ) 原告本体画面 (図1)

原告ソフトウェアは、データベースとエクセルの橋渡しをするためのものであり、原告の指摘する各表示部分は、その目的のため必要不可欠なものであるから、他の選択の余地がなく、創作性がない。

a 「サービス」(Webcelによるデータベースの読み書きに必要な情報の設定をいい、これによってエクセルシートとテーブルとが関連付けられる。)を示すツリー状の表示部分は、①サービスとこれによって関連づけられたテーブルを表示して、ユーザーの作業を可能とするために必要不可欠なものであること、②ウィンドウズが標準で用意しているツリービューであることから、ツリー状の表示を選択した点に創作性はない。

b フィールド属性の表示部分は、エクセルシートのどのセルがデータベースのどのフィールドに対応し、どのようなデータが入力されるかなどを表示するものであり、エクセルとデータベースを連携させるために当然に必要なものであるから、フィールド属性の表示部分を使用した点に創作性はない。

c テーブルの表示(テーブルビュー)は、ユーザーが作業を行うテーブルを選択するに当たり、テーブル内のデータを簡便に閲覧し、目的のテーブルであるかどうかを判断するために必要なものであるから、テーブル表示を使用した点に創作性はない。

d 「円柱→X」、「X→円柱」は、①ソフトウェアで

頻繁に使用する機能にそれぞれ1個のボタンを割り当てたものであること、②エクセルとデータベース間でデータのやり取りは当然頻繁に行われ、操作性を向上させるため、使用頻度の高い少数の機能にそれぞれ独立のボタンを割り当てるのは、他のソフトウェアでも広く行われていることであるから、上記表示部分に創作性はない。

e 原告本体画面において、データを縦に積み重ねる点には、以下のとおり、創作性がない。すなわち、画面が小さいソフトウェアでは、一般に表示方法は、①縦に積み重ねて表示するか、②複数の頁(画面)に分けて表示するか以外にはあり得ない。ところで、横幅を広く取って表示されるフィールド数を多くしてデータ1件当たりの情報量を増やし、表示できないデータは上下スクロールして見る方法が、ユーザーには使いやすいので、縦に積み重ねて表示するのが一般的であるといえる。

f 原告本体画面において、各ボタンをツリービューの横にスペースを設けて縦に並べる点には、以下のとおり、創作性がない。すなわち、ツリービューに表示するサービス名、テーブル名は短いものが多いため、テーブルビューより、横幅が狭くても足りる。したがって、縦方向のスペースは、b、cのために使用する方が合理的であるといえる。

(ウ) 原告レポート等自動作成画面 (図2)

原告レポート等自動作成画面は、エクセルシート上に作成したモデル(入力様式)から、サービスとテーブルを自動作成してよいかどうかの確認をユーザーに求める画面である。ファイルを新規に作成した場合に、それに名前を付けて保存するかどうかをユーザーの判断にゆだねることは、ソフトウェアの種類を問わず、広く行われていることである。また、原告レポート等自動作成画面の上段部分及び中段部分の表示は、エクセルとデータベースを連携させるソフトウェアの性質上当然の表示にすぎない。

したがって、同画面には、創作的な特徴はない。

(エ) 原告ひな型設定画面 (図3)

原告ひな型設定画面は、既存のテーブルからひな型シートにデータを書き出す場合に、ひな型シートに必要な事項を設定する画面である。

テーブルにあるデータをエクセルシートに出力する場合には、必要な事項をユーザーが確認又は設定する

ことが必要である。そのために、テーブル、レポート、ひな型シートの対応関係、レコードの読書範囲、改ページ、改シートの指定等機能に対応する表示は画面上に設けなければならない。

したがって、同画面には、創作的な特徴はない。

(オ) 原告一覧表ひな型自動作成画面 (図4)

原告ひな型設定画面は、テーブルのデータをエクセルに出力するためにテーブルからひな型シートを自動作成する場合に、作成内容を確認し必要事項を入力する画面である。作成先のエクセルのブック名、シート名、書込位置を指定し、書き出す列(テーブルのフィールド)を選択する。これらを指定しなければ書出しを行うことができないのであるから、当然に、これらを設定する画面が必要になる。また、同画面は、書き込む列と書き込まない列を右と左の表に振り分ける表示があるが、このような方法は、特定の集合から一部を除外する方法としてウィンドウズのアプリケーションで広く行われている一般的な方法である。

したがって、同画面には、創作的な特徴はない。

4. ソフトウェアの表示画面の著作物性

積算くん事件(大阪地判平12.3.30, 平10(ワ)13577)では、『1 著作権法により保護される客体である著作物といえるためには、その表現されたものが、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」でなければならないが、ここにいう「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」とは、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解される。

証拠(甲2)と弁論の全趣旨によれば、積算くんの意匠内外装積算ソフトは、作者の意匠内外装の積算に関する知見に基づき、製作されたものであり、その表示画面は、同ソフトを使用する者が意匠内外装積算を行いやすいように配慮して、作者が製作したものであると考えられるから、右表示画面は、作者の知的精神活動の所産ということが出来る。

被告らは、積算くんが実用品ないし工業製品であるから「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」ではないと主張するが、そこに表現されている内容が、技術的、実用的なものであるとしても、その表現自体が知的、文化的精神活動の所産と評価できるものであれば、右要件は充足されるから、被告らの主張は採用することができない。

なお、原告は、積算くんの表示画面は美術の著作物であると主張するようであるが、表示画面に美的要素があることは否定できないとしても、その表示画面の表示形式、表示内容からすると、積算くんの表示画面を、あえて分類するとすれば、学術的な性質を有する図面、図表の類というべきである。

2 著作物であるといえるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」でなければならない。

(一)「思想又は感情を創作的に表現したもの」と認められるためには、作者の精神活動が、個人的に表現されていないなければならない。

(二)被告らは、積算くんの表示画面は、書式にすぎず、「思想又は感情の表現」ではないと主張するが、書式であったとしても、どのような項目をどのように表現して書式に盛り込むかという点において作者の知的活動が介在し、場合によっては、その表現に作者の個性が表れることもあると考えられるから、単に積算くんの表示画面が書式であることをもって、右要件を否定することはできない。

(三)被告らは、積算くんのようなビジネスソフトの表示画面においては、文字数や図表、図形の大きさ、一画面に使用できる色の数等の物理的制約があり、ユーザーの学習容易性、操作容易性による制約もあることを理由に、その表示画面は創作的表現になり得ないと主張する。

しかし、積算くんはウインドウズ95又は同98をオペレーティングシステムとするアプリケーションソフトであるところ、証拠(甲21の1)と弁論の全趣旨によれば、ウインドウズ95又は98をオペレーティングシステムとするアプリケーションソフトにおいては、画面の解像度を変更したり、スクロールバーを縦横に設けることにより、一表示画面に表現できる情報の量を変更することができること、最高一六七七万色以上の色彩表現が可能であること、また画面に表示できる表現も文字だけに限らず、記号、図形など多彩であることなどが認められ、これらのことからすると、ウインドウズ95又は98をオペレーティングシステムとするアプリケーションソフトにおける表示画面の物理的制約は、表現の創作性を検討する観点からは、無制限といってもよい程度の物理的制約にすぎないことが認められる。

また、ビジネスソフトは、不特定多数者の実務的利

用を想定して製作されるから、利用者の学習容易性、操作容易性の観点から、その表示画面においては、できるだけ利用者がわかりやすい一般的・普遍的表現、すなわち著作者の個性が表れない表現が用いられる傾向があるであろうことは理解し得る。しかし、そうであるからといって、積算くんがビジネスソフトであることをもって、直ちに、その表示画面に創作性がないということとはできない。』として、ビジネスソフトの表示画面を著作物の範疇にあることを判示した。

5. 判示事項

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と規定されている（著作権法2条1項1号）。著作権法上の保護の対象となる著作物は、思想又は感情が創作的に表現されたものであることが必要であるが、創作的に表現されたというためには、厳密な意味で、独創性の発揮されたものであることが求められるものではなく、制作者の何らかの個性が表現されたものであれば足りるというべきである。この点は、プログラム等を用いて、コンピュータのディスプレイ上に表示された画面が、著作権法上の保護の対象となる著作物といえるか否かを判断するに当たっても、何ら変わることはない。しかし、コンピュータのディスプレイ上に表示される画面については、①所定の目的を達成するために、機能的で使いやすい作業手順は、相互に似通ったものとなり、その選択肢が限られること、ユーザーの利用を容易にするための各画面の構成要素も相互に類似するものとなり、その選択肢が限られること、②各表示画面を構成する部品（例えば、ボタン、プルダウンメニュー、ダイアログ等）も、既に一般に使用されて、ありふれたものとなっていることが多いこと、③特に、既存のアプリケーションソフトウェア等を利用するような場合には、設計上の制約を受けざるを得ないことなどの理由から、表示画面の創作性の有無を判断するに当たっては、これらの諸事情を勘案して、判断する必要がある。

(a) 原告本体画面（図1）

(ア) 原告本体画面の上段右側には、帳票などのレポート名及びデータベースのテーブル名がツリー状に表示されるが、ウィンドウズ等のコンピュータの画面において、デバイス、フォルダ、ファイル等をその名

称によってツリー状に表示することは標準的に行われている表示方法であるから、原告ソフトウェアにおいて作成するレポートやレコードの名称をツリー状に表示することに表現の創作性は認められない。

(イ) 原告本体画面の上段左側には、データベースのデータをエクセルのひな型に書き出すためのボタン、エクセルのひな型をデータベースに読み込むためのボタンなどが表示されているが、頻繁に用いられる機能に独立のボタンを割り当てることは通常行われることであり、アイコンの形状及び配列についても特徴はなく、表現の創作性は認められない。

(ウ) 原告本体画面の中段には、データベースのデータが表形式で表示され、下段には、中段に表示されたデータの項目に対応するように各項目の属性が表示されるが、複数の項目からなるデータを表形式で表示することは普通に行われることであって、表現上の工夫は認められない。また、各項目の属性を表示する点も、原告ソフトウェアがエクセルのひな型のセルとデータベースのデータの項目とを対応させてデータの追加、修正、削除、書出しを行うものであることからすれば、これらの機能を実現する上で必要となる情報を表示しているにすぎず、表示する情報の選択、表示方法等もありふれたものといえる。本体画面中段、下段の表示には、表現の創作性は認められない。

(エ) 原告本体画面の上記(ア)ないし(ウ)の各表示部分の配置についても、画面の縦横の比率などに由来する制約があつて選択の余地は限られており、配置において、創作性があると認めることはできない。また、原告本体画面の全体の外観（色彩及び各表示部分の相互の配置を含む。）も、創作的な特徴を有するとは認められない。

(オ) 以上のとおり、原告本体画面の上段のレポートがツリー状に表示される部分、中段のテーブルのデータが表示される部分、下段のテーブルのデータのフィールド属性が表示される部分、上段左側のボタンが表示される部分は、いずれも創作的な表現であるとは認められない。

(b) 原告レポート等自動作成画面（図2）

(ア) 前記のとおり、原告レポート等自動作成画面上部の「ひな型シートからレポートとテーブルを作成します。」との説明文言は、原告ソフトウェアにおけるエクセルのひな型からレポート及びテーブルを作成す

るという手順を、ごく普通に表現したものといえる。また、その他の説明文言も、原告ソフトウェアの機能ないし操作手順を普通に表現したものといえる。また、レポート名及びテーブル名を表示する枠も、レポート及びテーブルの名称の表示方法としてはありふれたものである。したがって、上記説明文言等は、原告ソフトウェアの機能ないし操作手順を普通に表現したものであるから、創作的な表現とは認められない。

また、原告レポート等自動作成画面の全体の外観(色彩及び各表示部分の相互の配置を含む。)も、創作的な特徴を有するとは認められない。

(イ) 以上のとおり、原告レポート等自動作成画面は、創作的な表現であるとは認められない。

(c) 原告ひな型設定画面 (図 3)

(ア) 前記のとおり、原告ひな型設定画面は、データの出しをする際に、書き出し先のひな型の設定を行うための画面である。同画面における、ひな型に対応するレポート及びテーブルの名称を表示する欄は、ひな型とレポート及びテーブルの対応を表示するものであって、上記のデータ書き出し機能に当然必要とされる項目を普通に表現したものといえる。また、ひな型のタイプ、エクセルへの書き出し等の指定、書き出し行の選択、「テーブル1レコードの読書範囲」の設定等、上記書き出しを実行する場合の条件を設定するための表示は、原告ソフトウェアに備わった書き出し機能に従って決められた条件を、普通に表現したものといえる。また、「取込」ボタン、「中止」又は「選択」ボタンの表示も、必要な機能をボタンに割り当てることは通常行われており、その表示も、ごくありふれたものであって、表現の創作性はない。さらに、原告ひな型設定画面全体の外観(色彩及び各表示の相互の配置を含む。)も、創作的な特徴を有するとは認められない。

(イ) 以上のとおり、原告ひな型設定画面の前記各表示は、いずれも創作的な表現とは認められない。

(d) 原告一覧表ひな型自動作成画面 (図 4)

(ア) 前記のとおり、原告一覧表ひな型自動作成画面は、上記データの書き出しにより一覧表形式のレポート(ひな型)を作成する際に、その一覧表形式のひな型の内容等を設定するための画面である。同画面における「一覧表タイプひな型シートの作成とセル位置の設定」との表題は、原告一覧表ひな型自動作成画面において行う作業をそのまま表現したものにすぎず、創作

性を認める余地はない。同画面における、作成先及び書込位置の設定欄、「テーブルの列」及び「Excelの書込列」の欄の各表示は、一覧表タイプひな型シートを作成する場合の設定項目をそのまま普通に表現したものであり、創作的な表現とは認められない。同画面における、エクセルに書き込む列と書き込まない列とを選別するための緑色のボタンの表示部分は、選別項目を左右の枠に表示してその間に「→」等のボタンを置き、選別を行うことがウィンドウズ等のコンピュータにおいて慣用的に行われていることからすれば、上記のような選択のための表示方法はありふれたものであるし、ボタンの形状、色も創作的なものとはいえない。同画面における「列順番入替」の文字と列の順番を入れ替えるためのオレンジ色のボタンの表示についても、列の順番入替を行う場合の慣用的な表示であって、ボタンの形状及び色彩についても、上記と同様に、創作的なものとはいえない。また、以上の各表示を同一の画面上に表示する場合には、その配置は自ずから限られたものとなるのであって、原告一覧表ひな型自動作成画面における配置が創作的なものとはいえない。

(イ) 以上のとおり、原告一覧表ひな型自動作成画面の前記各表示及びその配置は、いずれも創作的な表現とは認められない。

(e) 原告各画面表示のその他の特徴

その他、原告は、原告各画面表示に関して、簡単なマウス操作でデータベースとエクセルとを連携させて情報処理をすることに創作的な特徴があるとも主張する。しかし、このような原告ソフトウェアにおける機能面での特徴が、原告各画面表示における創作性の有無に影響を与えることは、特段の事情のない限り、肯定することはできない。特段の事情の認められない本件において、原告の同主張を採用することはできない。

以上により、原告各画面表示につき著作物性を否定した。

6. 控訴審における判断

『当審において控訴人が強調するところは、原告ソフトウェアにおいて想定されるユーザー、価格帯、使用目的、使用頻度、使用されるハードウェアのスペック等を前提にして、各構成要素の選択と配列、各画面表示の選択と配列、各画面表示相互の牽連性を重視し

て、原告ソフトウェアの創作性を判断すべきであるというにあるが、著作物性を認めるに足りる創作性を肯定すべき表現内容が、原判決が上記判断において前提とした各画面の表示内容等を超えて、原告各画面表示にあるものと認めることはできない。

よって、原告各画面表示は、いずれも創作的に表現したものということとはできず、著作権法にいう著作物に該当するものということとはできない。』と原審を踏襲した。

7. 考察

本判決においては、上記したように『コンピュータのディスプレイ上に表示される画面については、①所定の目的を達成するために、機能的で使いやすい作業手順は、相互に似通ったものとなり、その選択肢が限られること、ユーザーの利用を容易にするための各画面の構成要素も相互に類似するものとなり、その選択肢が限られること、……③特に、既存のアプリケーションソフトウェア等を利用するような場合には、設計上

の制約を受けざるを得ないことなどの理由から、表示画面の創作性の有無を判断するに当たっては、これらの諸事情を勘案して、判断する必要がある。』と判示しているが、これらの事情からは、むしろ、制約をかいくぐって少しでも創作としての工夫があれば、著作性があると判断すると続く方が自然であるような気がします。

むしろ、システムサイエンス事件（平成元年（ラ）327号、東京高裁平成元年6月20日決定・判例時報1322号138頁－著作権侵害仮処分申請事件（東京地裁平成元年3月31日決定）に対する抗告事件）、JR-CADプログラム事件（平成13年（ワ）17306号、東京地裁平成15年1月31日判決）等で判示されているように、プログラムの著作物においては、コンピュータの機能を表現する上で不可避な表現、ハードウェアに規制される表現、ありふれた表現、簡単な内容を極短い表記法により記述した表現には創作性がないとして、原告各画面表示には著作物性がないとした方がよいように思われます。

（原稿受領 2006.6.15）